

# 令和2年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

## 第31回 (5月) 会議録

招 集 期 日	令和2年5月15日	8時30分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和2年5月15日	招 集 者	日 下 文 雄
	閉会	令和2年5月15日	会 長	日 下 文 雄
会 長	日 下 文 雄	職 務 代 理	畑 山 証	

### 委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	畑 山 証	出席	6	高 田 輝 雄	出席	11	中 川 清 美	出席
2	静 川 広 巳	出席	7	三 宮 憲 一	出席	12	三 次 博 之	出席
3	鎌 田 和 久	出席	8	折 坂 義 一	出席	13	日 下 文 雄	出席
4	位 田 勝	出席	9	東 藤 晃 義	出席			
5	今 田 厚 子	出席	10	森 川 敏 昭	出席			
農業委員会事務局職員		事務局長	横 井 正 樹		書 記	係長: 國田幹夫・主査: 木村秀幸		

### 議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

### 議事日程並びに会議事件

日程第1		会期の決定について
日程第2		会議録署名委員の指名について 5番 今田 委員、 6番 高田 委員
日程第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 議事の顛末

議長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第31回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会期を定めることについてを議題とします。本日の第31回浦臼町農業委員会の会期は、令和2年5月15日、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第2 会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、5番 今田委員、6番 高田委員、よろしく申し上げます。</p> <p>日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
局長	<p>第31回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借1件でございます。日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、売買3件でございます。</p> <p>これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。</p> <p>日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>
事務局	<p>議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を求めます。令和2年5月15日提出 浦臼町農業委員会会長 日下文雄。1. 土地及び関係人の表示所在は「字浦臼内494番地5の内ほか6筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が19,776平方メートル、「畑」が4,397平方メートル、合計24,173平方メートルです。貸主は「有限会社 鶴沼ワイナリー 代表取締役 鳥村公宏」さん、借主は「浅木文雄」さんです。貸付・借受理由は共に「賃貸の更新」です。田の単価は 7,000</p>

円、畑の単価は2,000円、対価は147,226円で、期間は5年間です。図面は2ページになります。場所は浦臼地区で、町道集治監沢線の南側に面する農地であります。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、3ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案1ページの説明は以上であります。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長

日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案4ページをお開きください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について浦臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定について審議する。令和2年5月29日公告予定。令和2年5月15日、提出。浦臼町農業委員会会長 日下文雄。

議案5ページをお開き下さい。1、土地及び関係人の表示、所、番号1、所在は「字ヲソキナイ」地番は「2番地25」外6筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が71,854.00平方メートル、「畑」が783.00平方メートル、合計72,637.00平方メートルです。対価は23,001,000円。単価は「田」で320,000円、「畑」で10,000円です。所有権の移転時期は、「令和2年5月29日」、引渡の時期は、「対価の支払日」です。譲渡人の氏名及び住所は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23「公益財団法人 北海道農業公社 理事長 竹林 孝」さん。譲受人の氏名及び住所は、「浦臼町字ヲソキナイ2番地の273」「小野 康」さん。譲渡理由・譲受理由は共に「農地保有合理化事業による売買」です。譲受人の状況は、標記のとおりで、図面は6ページになります。場所は晩生内地区で、町道仲通線沿いの自宅付近から町道美唄線まで広がる一団地の農地であります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、7ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合しておりますので許可要件を全て満たしております。議案5ページの説明は以上であります。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長

次に8ページ  
(譲渡人)「公益財団法人北海道農業公社」、(譲受人)「浅木文雄」について審議致します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開き下さい。1、土地及び関係人の表示、所、番号  
2、所在は「字ウラウスナイ」地番は「6番地14」外15筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が130,625.00平方メートル、「畑」が2,577.00平方メートル、合計133,202.00平方メートルです。対価は18,604,000円。単価は「田」の6番14、183番6、405の3筆が250,000円、64番1、65番1、5の3筆が200,000円、5番8、104、6番10、396番1、10の5筆が50,000円、396番2、12、23の3筆が41,000円、「畑」で10,000円です。所有権の移転時期は、「令和2年5月29日」、引渡の時期は、「対価の支払日」です。譲渡人の氏名及び住所は、「札幌市中央区北5条西6丁目1番地23」「公益財団法人 北海道農業公社 理事長 竹林 孝」さん。譲受人の氏名及び住所は、「浦臼町字浦臼内182番地の262」「浅木文雄」さん。譲渡理由、譲受理由は共に「農地保有合理化事業による売買」です。譲受人の状況は、標記のとおりで、図面は9～11ページになります。場所は浦臼地区で、町道集治監沢線と町道浦臼沢線の間位置する農地であります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、12ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合しておりますので許可要件を全て満たしております。議案8ページの説明は以上であります。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長

次に13ページ  
(譲渡人)「公益財団法人北海道農業公社」、(譲受人)「竹森敏幸」について審議致します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開き下さい。1、土地及び関係人の表示、所、番号3、所在は「字キナウスナイ」地番は「188番地7」外23筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が78,126.00平方メートル、「畑」が3,149.00平方メートル、合計81,275.00平方メートルです。対価は20,115,000円。単価は「田」の189番3,30,88,89,92,95,192,199,333の9筆が265,000円、188番7,116,117,119,122,123,124,196番29,556,557,558の11筆が250,000円、「畑」で10,000円です。所有権の移転時期は、「令和2年5月29日」。引渡の時期は、「対価の支払日」です。譲渡人の氏名及び住所は、「札幌市中央区北5条西6丁目1番地23」「公益財団法人 北海道農業公社 理事長 竹林 孝」さん。

譲受人の氏名及び住所は、「浦臼町字キナウスナイ189番地の46」「竹森敏幸」さん。譲渡理由、譲受理由は共に「農地保有合理化事業による売買」です。譲受人の状況は、標記のとおりで、図面は14～16ページになります。場所は鶴沼地区で、鶴沼公園の南側とピラ沼の南東に分布する農地であります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、17ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合しておりますので許可要件を全て満たしております。

議案13ページの説明は以上であります。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議長

以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもちまして、第31回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、横井正樹が作成したものであるが、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年 5月 15日 浦臼町農業委員会会長 日 下 文 雄

委員

印

委員

印